

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年8月28日
【発行者の名称】	株式会社アートフォースジャパン
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 喜廣
【本店の所在の場所】	静岡県伊東市川奈1299番地
【電話番号】	0557(45)1109(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営統括本部長 野崎 昭彦
【担当J－A d v i s e rの名称】	フィリップ・キャピタル証券株式会社
【担当J－A d v i s e rの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J－A d v i s e rの本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ 森タワー
【担当J－A d v i s e rの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社アートフォースジャパン https://www.artforcejapan.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J－A d v i s e rが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ－A d v i s e rを選任する必要があります。J－A d v i s e rの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第36期中	第37期中	第36期
決算年月	自 2025年1月1日 至 2025年6月30日	自 2026年1月1日 至 2026年6月30日	自 2025年1月1日 至 2025年12月31日
売上高 (千円)	2,494,545	3,692,385	5,285,303
経常利益 (千円)	25,114	17,841	83,160
親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益 (千円)	100,919	25,131	113,020
中間包括利益又は包括利益 (千円)	87,921	270,668	104,693
純資産額 (千円)	971,443	1,339,957	988,215
総資産額 (千円)	3,375,930	6,051,249	4,028,688
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	402.07	100.12	450.28
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	28.8	20.7	24.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	62,005	△298,856	289,636
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	291,572	△178,513	△70,220
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△136,778	711,468	255,312
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	869,709	1,361,737	1,127,638

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、発行者の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容の追加及び主要な関係会社の異動は以下のとおりとなります。

当社は、2026年3月17日付で、株式会社藤野興業の株式を取得したことにより連結の範囲に含めたため、当中間連結会計期間から「基礎工事業」を新たに報告セグメントに追加しております。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、主要な関係会社における異動は次のとおりであります。

基礎工事業において、2026年3月に株式の取得により、株式会社藤野興業を当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、政府による物価高対策などの影響もあり、個人消費の増加や企業の設備投資などに持ち直しの動きが見られるなど、景気の緩やかな回復が見られました。しかしながら、長引く中東情勢の緊迫化による地政学リスクや米国の対外政策の動向など不確実性の高い状況が継続しているとともに、円安の進行に伴う原材料価格やエネルギーコストの高騰、物価上昇等の影響も依然として根強く、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの主たる事業分野である戸建て住宅建築業界におきましては、各種建設資材価格や人件費の高騰による建設コストの増加や住宅ローン金利の上昇などを背景に住宅着工戸数は弱含みで推移する状況が続いております。なお、国土交通省の発表によりますと、全国の新設住宅着工戸数(出典：国土交通省 建築着工統計調査 2026年7月31日公表の2026年6月月次データ)の住宅着工戸数総計が前年同期比 100.5%となり、利用関係別の前年同期比によると、「持家」につきましては同 103.0%、「貸家」につきましては同 100.3%、「分譲住宅」につきましては同 99.8%となっており、市場環境は引き続き注視を要する状況にあります。また、建設業界全般として、各種建設資材価格の高騰に加えて中東情勢の緊迫化による物流網の混乱や資材供給への影響が懸念されるなか、必要な資材の確保と安定した施工体制の維持に努めるとともに、施工現場における時間外労働の上限規制への対応など多くの課題にも直面しております。

このような環境の下、当社グループは、引き続き施工業務を中心に経営資源の選択と集中に取り組んでおり、当中間連結会計期間における業績は、売上高については、当社グループの中核である地盤改良事業において当社が各種収益改善の取組みをしたことにより粗利率の増加及び経費削減に注力したことに加え、前連結会計年度に子会社化した(株)ジオテクノ・ジャパンと第1四半期連結会計期間に子会社化した(株)藤野興業が加わったこともあり、売上高は前年同期を上回る結果となりました。また、利益面では地盤改良事業での収益性改善やその他事業の黒字転換があったものの、減益となりました。主な要因は子会社(株)藤野興業の株式取得による取得関連費用 74,675千円が発生したことと経営統合に伴う体制整備等の諸経費負担等が先行した影響によるものです。引き続き、新たに加わった子会社各社とのノウハウ共有とオペレーションの最適化と、当社グループ全体のポートフォリオ拡充による事業基盤の整備において、各セグメントにおける受注高の確保とコストの適切なコントロールなど原価低減にも積極的に取組み、コスト管理の徹底と運営効率の向上を図り、収益性の回復と安定的な成長に努めてまいります。なお、中東情勢の不安定化によるナフサ等の建築資材不足の影響については、現時点では小さく、当社グループの業績に与える影響は限定的であると見込んでおります。

以上の結果、当中間連結会計期間における経営成績は、売上高 3,692,385千円(前年同期比 48.0%増)、営業利益 30,293千円(前年同期比 22.2%減)、経常利益 17,841千円(前年同期比 29.0%減)、親会社株主に帰属する中間純利益 25,131千円(前年同期比 75.1%減)となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

(地盤改良事業)

当社グループの収益基盤の事業である地盤改良事業におきましては、当社において、受注件数の確保と維持に努めるとともに、1件あたりの平均受注金額の増加および継続的なコスト低減に取り組んだ結果、粗利率が改善いたしました。さらに、新たに子会社(株)ジオテクノ・ジャパンがグループに加わったことも寄与し、当事業の業績は売上高 2,568,494千円(前年同期比 29.1%増)、セグメント利益は 177,981千円(前年同期比 33.2%増)と

なりました。

(建築事業)

建築事業におきましては、各種建設資材価格の高騰や資材確保とは別に、荒天などの外部環境の影響を受けて、住宅建築工事の着工及び引渡し遅れと一部の公共工事において着工の遅れに伴い工期延長が発生しております。一方で、営繕工事は引き続き堅調に推移いたしました結果、当事業の業績は売上高 477,304千円(前年同期比 0.3%減)、セグメント利益は 54,481千円(前年同期比 0.1%増)と概ね前年同期並みの水準を確保いたしました。

(基礎工事業)

子会社(株)藤野興業の株式取得に伴い新設した事業セグメントのため、基礎工事業におきましては前年同期比の比較は有りません。グループの事業ポートフォリオ拡充を目的としており、グループ各社とのノウハウ共有を図り、今後のシナジー創出による収益貢献に取り組んでおります。当事業の業績は、売上高 609,092千円を計上いたしましたが、利益面は、経営統合に伴う諸経費の発生や体制整備に伴うコスト負担等が先行した影響により、セグメント損失は 46,583千円となりました。

(その他事業)

その他事業におきましては、クレーン施工の他に、今後の継続的な新たな収益の事業として、工事現場近隣の工事車両向けの駐車場等の短期賃貸借を提供するPARKFIND事業が伸長した結果、当事業の業績は売上高 57,320千円(前年同期比 61.0%増)、セグメント利益は 9,779千円(前年同期はセグメント損失 2,544千円)となりました。

2 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

3 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は2026年3月31日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

＜担当J-Adviserとの契約について＞

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。当社ではフィリップ・キャピタル証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020年4月30日にフィリップ・キャピタル証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約(以下「当該契約」といいます。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報提出日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜ J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社(以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ・キャピタル証券(株)(以下「乙」という。)はJ-Adviser 契約(以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合、但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行なうことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している甲を対象とし、

甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書面に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c まで掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c まで掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないことと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

再建計画とは次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
- (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
- (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(③ b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。
- ⑥ 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の継承、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。
- ⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次の a 又は b に該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- ⑩ 法令違反及び上場規程違反等
- 甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
- 甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫ 株式の譲渡制限
- 甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬ 完全子会社化
- 甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
- 甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
- 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。
- a 買取者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式の発行が甲に対する買取の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
 - d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が、300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得
甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑱ 株式併合
甲が特定の者以外の株主が所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。
- ⑲ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する条項>

- ①. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ②. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

4 【経営上の重要な契約等】

(財務制限条項が付された借入金契約)

当中間連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は、次のとおりであります。

なお、財務上の特約の内容につきましては、「第6 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 注記事項 (中間連結貸借対照表関係) ※1 財務制限条項」に記載しております。

契約締結日	弁済期限	相手方の属性	契約形態	契約額 (千円)	期末残高 (千円)	担保の有無
2026年3月26日	2033年3月24日	金融機関 4行	シンジケートローン方式によるタームローン契約	750,000	723,200	無

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

6【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は、3,168,284千円で、前連結会計年度末と比べ 960,714千円増加しております。「現金及び預金」の増加 271,298千円、「受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産」の増加 585,655千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は、2,882,965千円で、前連結会計年度末と比べ 1,061,847千円増加しております。有形固定資産は「機械装置及び運搬具」の増加 107,451千円、「リース資産」の増加 80,910千円、無形固定資産は「のれん」の増加 445,740千円、投資その他の資産は「投資有価証券」の増加 320,674千円、「繰延税金資産」の減少 60,513千円、「保険積立金」の増加 54,395千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は、2,578,108千円で、前連結会計年度末と比べ 702,361千円増加しております。「工事未払金」の増加 382,696千円、「1年内返済予定の長期借入金」の増加 246,972千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は、2,133,184千円で、前連結会計年度末と比べ 968,459千円増加しております。「長期借入金」の増加 783,801千円、「リース債務」の増加 63,721千円、「繰延税金負債」の増加 108,080千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は 1,339,957千円で、前連結会計年度末と比べ 351,741千円増加しております。当中間連結会計期間末において、親会社株主に帰属する中間純利益を計上したことによる「利益剰余金」の増加 25,131千円、「その他有価証券評価差額金」の増加 236,351千円、「非支配株主持分」の増加 90,258千円が変動要因であります。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

「1 【業績等の概要】」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。))の残高は、1,361,737千円となり、前連結会計年度末に比べ 234,098千円増加しました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において営業活動の結果支出した資金は、298,856千円(前年同期は、62,005千円の収入)となりました。収入の主な内訳は、「税金等調整前中間純利益」113,241千円、「減価償却費」139,347千円等であり、支出の主な内訳は、「売上債権の増加額」242,622千円、「棚卸資産の増加額」80,092千円、「法人税等の支払額」164,202千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において投資活動の結果支出した資金は、178,513千円(前年同期は、291,572千円の収入)となりました。収入の主な内訳は、「投資有価証券の売却による収入」126,915千円、支出の主な内訳は、「有形固定資産の取得による支出」54,348千円、「連結の範囲の変更を伴う子会社株式取得による支出」243,035千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において財務活動の結果得られた資金は、711,468千円(前年同期は、136,778千円の支出)となりました。収入の内訳は、「長期借入れによる収入」930,000千円、支出の内訳は、「長期借入金の返済による支出」181,912千円等によるものであります。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当中間連結会計期間末現在発行数(株) (2026年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年8月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,000,000	749,000	251,000	251,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	1,000,000	749,000	251,000	251,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年1月1日～ 2026年6月30日	—	251,000	—	50,980	—	—

(6)【大株主の状況】

2026年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
山口 喜廣	静岡県伊東市	144,000	57.4
株式会社YY	静岡県伊東市川奈1362番地の4	76,000	30.2
山口 寧子	静岡県伊東市	20,000	8.0
奥村 宏信	大阪府茨木市	4,000	1.6
持塚 隆	静岡県島田市	3,000	1.2
兼松サステック株式会社	東京都中央区日本橋浜町3丁目3-2号	2,000	0.8
小澤 祐也	静岡県沼津市	1,000	0.4
蛭川 麻季子	静岡県熱海市	1,000	0.4
計	—	251,000	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 251,000	2,510	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	251,000	—	—
総株主の議決権	—	2,510	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて、連結財務諸表規則第3編の規定により、第1種中間連結財務諸表を作成し、「建設業法施行規則」(1949年建設省令第14号)に準じて記載しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、中間連結会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、普賢監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,162,649	1,433,948
受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産	799,657	1,385,312
電子記録債権	30,959	15,805
未成工事支出金	67,157	107,235
商品	—	65,000
原材料及び貯蔵品	9,103	12,875
未収入金	15,333	40,357
前渡金	2,460	13,269
その他	122,027	97,965
貸倒引当金	△1,780	△3,485
流動資産合計	2,207,569	3,168,284
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	109,567	120,521
機械装置及び運搬具(純額)	128,852	236,303
土地	※3 540,305	※3 611,807
リース資産(純額)	340,693	421,604
その他	50,419	24,611
有形固定資産合計	1,169,837	1,414,848
無形固定資産		
ソフトウェア	8,794	13,785
のれん	197,436	643,177
その他	1,037	1,023
無形固定資産合計	207,269	657,986
投資その他の資産		
投資有価証券	191,827	512,501
繰延税金資産	70,520	10,007
長期前払費用	135,470	164,229
差入保証金	24,027	29,277
保険積立金	17,346	71,741
その他	15,209	32,052
貸倒引当金	△10,390	△9,678
投資その他の資産合計	444,011	810,130
固定資産合計	1,821,118	2,882,965
資産合計	4,028,688	6,051,249

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	445,491	828,188
短期借入金	615,000	658,580
1年内返済予定の長期借入金	232,714	※1 479,686
リース債務	130,082	149,609
未払法人税等	118,627	52,649
未払金	119,234	128,627
未払費用	106,613	128,689
契約負債	59,924	66,992
賞与引当金	7,520	49,055
工事損失引当金	—	407
その他	40,537	35,622
流動負債合計	1,875,746	2,578,108
固定負債		
長期借入金	813,787	※1 1,597,588
リース債務	251,794	315,516
退職給付に係る負債	97,198	101,593
繰延税金負債	—	108,080
その他	1,946	10,406
固定負債合計	1,164,725	2,133,184
負債合計	3,040,472	4,711,292
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,980	50,980
利益剰余金	918,847	943,978
株主資本合計	969,827	994,958
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	18,388	254,739
その他の包括利益累計額合計	18,388	254,739
非支配株主持分	—	90,258
純資産合計	988,215	1,339,957
負債純資産合計	4,028,688	6,051,249

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

【中間連結会計期間】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月 30 日)
売上高	2,494,545	3,692,385
売上原価	2,043,448	2,985,032
売上総利益	451,097	707,353
販売費及び一般管理費	※ 412,181	※ 677,060
営業利益	38,915	30,293
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,030	1,303
受取保険金	1,043	19,366
助成金収入	2,637	500
その他	3,114	8,295
営業外収益合計	7,825	29,465
営業外費用		
支払利息	15,078	25,283
リース解約損	1,361	311
シンジケートローン手数料	—	13,750
その他	5,187	2,571
営業外費用合計	21,626	41,916
経常利益	25,114	17,841
特別利益		
固定資産売却益	4,426	17,743
投資有価証券売却益	4,680	82,067
子会社株式売却益	88,417	—
特別利益合計	97,525	99,811
特別損失		
固定資産売却損	—	4,410
特別損失合計	—	4,410
税金等調整前中間純利益	122,639	113,241
法人税、住民税及び事業税	21,821	54,740
法人税等調整額	△102	24,184
法人税等合計	21,719	78,924
中間純利益	100,919	34,317
非支配株主に帰属する中間純利益	—	9,185
親会社株主に帰属する中間純利益	100,919	25,131

【中間連結包括利益計算書】

【中間連結会計期間】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
中間純利益	100,919	34,317
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△12,997	236,351
その他の包括利益合計	△12,997	236,351
中間包括利益	87,921	270,668
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	87,921	261,482
非支配株主に係る中間包括利益	—	9,185

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	122,639	113,241
減価償却費	99,566	139,347
のれん償却額	4,514	47,089
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△1,481	993
賞与引当金の増減額(△は減少)	23,330	25,724
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△3,664	4,394
工事損失引当金の増減額(△は減少)	—	407
受取利息及び受取配当金	△1,030	△1,303
支払利息	15,078	25,283
固定資産除売却損益(△は益)	△4,426	△13,332
投資有価証券売却益	△4,680	△82,067
子会社株式売却益	△88,417	—
売上債権の増減額(△は増加)	62,228	△242,622
棚卸資産の増減額(△は増加)	12,606	△80,092
仕入債務の増減額(△は減少)	△81,716	45,117
契約負債の増減額(△は減少)	△73,458	7,068
その他	24,565	△99,883
小計	105,651	△110,633
利息及び配当金の受取額	1,030	1,188
利息の支払額	△15,511	△25,208
法人税等の支払額	△29,165	△164,202
営業活動によるキャッシュ・フロー	62,005	△298,856
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△600	△46,200
定期預金の払戻による収入	—	34,000
有形固定資産の取得による支出	△38,400	△54,348
有形固定資産の売却による収入	4,700	22,160
無形固定資産の取得による支出	—	△4,400
投資有価証券の取得による支出	△2,612	△3,102
投資有価証券の売却による収入	96,833	126,915
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	※2 △243,035
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	232,204	—
その他	△552	△10,502
投資活動によるキャッシュ・フロー	291,572	△178,513
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は返済)	—	43,580
長期借入れによる収入	225,000	930,000
長期借入金の返済による支出	△288,804	△181,912
リース債務の返済による支出	△72,974	△80,199
財務活動によるキャッシュ・フロー	△136,778	711,468

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	216,799	234,098
現金及び現金同等物の期首残高	652,909	1,127,638
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1 869,709	※ 1 1,361,737

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

株式会社藤野興業は、株式取得により当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 1 財務制限条項

当社が、株式会社静岡銀行をアレンジャーとする取引銀行4行と2026年3月26日に締結したシンジケートローン契約（当中間連結会計期間末の借入残高合計 723,200千円）には、下記の財務制限条項が付されております。当該条項に抵触した場合は、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- ① 各連結会計年度の末日において、当社単体の貸借対照表の純資産の部の金額が、直前の決算期末又は2025年12月決算期末のいずれか大きい方の75%以上の金額を維持する。
- ② 各連結会計年度の末日において、当社単体の損益計算書における経常損益について、2期連続で損失としないことを確約する。
- ③ 各連結会計年度の末日において、子会社藤野興業の貸借対照表の純資産の部の金額が、直前の決算期末又は2025年12月決算期末のいずれか大きい方の75%以上の金額を維持する。
- ④ 各連結会計年度の末日において、子会社藤野興業の損益計算書における経常損益について、2期連続で損失としないことを確約する。

なお、当中間連結会計期間末において、上記財務制限条項には抵触しておりません。

2 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
受取手形	13,150千円	9,141千円

※ 3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
土地	126,320千円	126,320千円

なお、根抵当権の極度額は 136,000千円であります。

(連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
役員報酬	67,822千円	91,472千円
給料及び手当	146,568	192,883
減価償却費	6,465	10,805
のれん償却額	4,514	47,089
貸倒引当金繰入額	△1,481	4,365
賞与引当金繰入額	7,847	9,100
退職給付費用	1,774	3,352
地代家賃	24,337	27,754

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月 30 日)
現金及び預金勘定	874,120千円	1,433,948千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△4,410	△72,211
現金及び現金同等物	869,709	1,361,737

※ 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

当中間連結会計期間(自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月 30 日)

株式の取得により新たに(株)藤野興業を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに(株)藤野興業の取得価額と(株)藤野興業取得のための支出(純額)との関係は次のとおりです。

(単位:千円)

流動資産	842,790
固定資産	321,919
のれん	492,829
流動負債	△603,505
固定負債	△290,962
非支配株主持分	△81,072
株式の取得価額	681,999
新規連結に伴う現金及び 現金同等物	△438,964
連結の範囲の変更に伴う 子会社株式の取得による支出	243,035

(企業結合等関係)

(株式取得による株式会社藤野興業の子会社化)

当社は、2026年3月6日開催の取締役会において、株式会社藤野興業(現 株式会社藤野興業及び藤野興業株式会社)が営む住宅基礎工事およびコンクリート圧送工事業を譲り受けることを目的として、株式会社藤野興業が、藤野興業株式会社が営むコンクリート圧送工事業を事業譲渡による組織再編を行った後の株式会社藤野興業(以下、「藤野興業」といいます。)の発行済株式の一部を取得し、連結子会社化することについて決議しました。これに基づき、2026年3月6日付で株式譲渡契約締結を行い、2026年3月17日付で全株式の70%を取得し子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社藤野興業
事業の内容 住宅基礎工事業

② 企業結合を行った主な理由

当社の主たる事業である地盤改良工事業と藤野興業が営む住宅基礎工事業は、住宅建築工事における工程が密接しており、藤野興業が住宅基礎工事業に必要なコンクリート圧送工事業を事業譲渡により譲り受けた後、藤野興業の発行済株式の一部を取得することにより、当社が目指す地盤改良工事業の周辺分野の拡充において、当社のノウハウや顧客基盤とリソースを藤野興業と連携することで、ワンストップサービスを実現し、早期のシナジー効果が見込めるものと期待でき、首都圏における規模拡大及び収益性の向上によって、当社の更なる企業価値の向上が実現できるとの判断し、本件株式を取得いたしました。

③ 企業結合日

2026年3月17日(みなし取得日 2026年3月31日)

④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式の取得

⑤ 結合後企業の名称
変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率
70%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 中間連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間
2026年4月1日から2026年6月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
譲受価額につきましては、株式取得相手先の要請により、開示を控えさせていただきます。

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザーに対する報酬・手数料等 74,675千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額
492,829千円

② 発生原因
今後の事業展開によって期待される超過収益力によるものであります。

③ 償却方法及び償却期間
5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	842,790千円
固定資産	321,919千円
資産合計	1,164,710千円
流動負債	603,505千円
固定負債	290,962千円
負債合計	894,467千円

(7) 企業結合が当中間連結会計期間の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間連結会計期間の損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
当中間連結会計期間における概算額の合理的な算定が困難であるため記載しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社グループは、地盤改良工事ならびに調査および保証を行う「地盤改良事業」、住宅建築工事ならびに営繕工事および公共工事を行う「建築事業」、住宅等基礎工事を行う「基礎工事業」、クレーン施工および工事現場近隣の工事車両向けの駐車場等の短期賃貸借を提供する「その他事業」を報告セグメントとしております。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

2026年3月17日付で子会社化いたしました(株)藤野興業が提供する住宅等基礎工事は、建物等の建設において、当社グループの主たる事業である地盤改良事業が提供する工事等の次工程のため、顧客に対して、地盤調査から地盤改良工事ならびに地盤保証、基礎工事まで、ワンストップで提供することにより、施工内容や顧客ニーズについて調整及び情報共有ができ、新たな価値の提供を行うことを可能とする目的であり、当中間連結会計期間から、報告セグメントとして「基礎工事業」を新設しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と概ね同一であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

前中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

3. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	地盤改良 事業	建築事業	基礎工事 事業	その他事業	計		
売上高							
顧客との契約から 生じる収益	1,988,251	478,892	—	26,913	2,494,057	—	2,494,057
その他収益(注) 3	—	—	—	488	488	—	488
外部顧客への 売上高	1,988,251	478,892	—	27,402	2,494,545	—	2,494,545
セグメント間の 売上高又は振替高	580	17	—	8,194	8,791	△8,791	—
計	1,988,831	478,909	—	35,596	2,503,336	△8,791	2,494,545
セグメント利益又は 損失(△)	133,588	54,443	—	△2,544	185,487	△146,572	38,915

(注) 1. セグメント間の内部売上高又は振替高の調整額は、セグメント間取引消去であります。セグメント利益又は損失(△)の調整額 △146,572千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益の合計額は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

3. その他収益は、「リース取引に関する会計基準(企業会計基準第13号 2007年3月30日)」に基づく賃貸収入等であります。

4. 報告セグメントの変更等に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

3. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	地盤改良 事業	建築事業	基礎工事 事業	その他事業	計		
売上高							
顧客との契約から 生じる収益	2,567,770	477,304	609,092	25,108	3,679,276	—	3,679,276
その他収益(注) 3	—	—	—	13,108	13,108	—	13,108
外部顧客への 売上高	2,567,770	477,304	609,092	38,217	3,692,385	—	3,692,385
セグメント間の 売上高又は振替高	724	—	—	19,102	19,826	△19,826	—
計	2,568,494	477,304	609,092	57,320	3,712,212	△19,826	3,692,385
セグメント利益又は 損失(△)	177,981	54,481	△46,583	9,779	195,658	△165,365	30,293

(注) 1. セグメント間の内部売上高又は振替高の調整額は、セグメント間取引消去であります。セグメント利益又は損失(△)の調整額 △165,365千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益の合計額は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

3. その他収益は、「リース取引に関する会計基準(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく賃貸収入等であります。

4. 報告セグメントの変更等に関する情報

(事業の新設)

当社は、2026年3月17日付で、株式会社藤野興業の株式を取得したことにより、当中間連結会計期間から「基礎工事業」を新たに報告セグメントに追加しております。

5. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

「基礎工事業」セグメントにおいて、2026年3月17日付で、株式会社藤野興業の株式を新たに取得したことにより、当中間連結会計期間において、連結の範囲に含めております。当該事象によるのれんの増加額は、492,829千円であります。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

前中間連結会計期間(自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)

(単位：千円)

顧客との契約から生じる収益	2,494,057
その他の収益	488
合計	2,494,545

(顧客との契約から生じる収益を分解した情報)

(単位：千円)

	地盤改良 事業	建築事業	基礎工事 事業	その他事業	内部消去	合計
一定期間にわたり 移転される財又は サービス	137,276	169,905	—	—	—	307,181
一時点で移転され る財又はサービス	1,851,554	309,004	—	35,107	△8,791	2,186,875
合計	1,988,831	478,909	—	35,107	△8,791	2,494,057

当中間連結会計期間(自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日)

(単位：千円)

顧客との契約から生じる収益	3,679,276
その他の収益	13,108
合計	3,692,385

(顧客との契約から生じる収益を分解した情報)

(単位：千円)

	地盤改良 事業	建築事業	基礎工事 事業	その他事業	内部消去	合計
一定期間にわたり 移転される財又は サービス	51,257	230,559	—	—	—	281,816
一時点で移転され る財又はサービス	2,517,273	246,745	609,092	44,211	△19,826	3,397,460
合計	2,568,494	477,304	609,092	44,211	△19,826	3,679,276

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
1株当たり中間純利益	402.07円	100.12円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	100,919	25,131
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間 純利益(千円)	100,919	25,131
普通株式の期中平均株式数(株)	251,000	251,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 8 月 28 日

株式会社アートフォースジャパン
取締役会 御中

普 賢 監 査 法 人
東 京 都 千 代 田 区

指 定 社 員 公認会計士 亀ヶ谷 顕
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 伊藤 達哉
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、「経理の状況」に掲げられている株式会社アートフォースジャパンの 2026 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026 年 1 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アートフォースジャパン及び連結子会社の 2026 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上